

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課	担当者	川野 浩一郎					
事業費名称	認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業							
根拠法令	薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱、薩摩川内市認可外保育施設多子世帯保育料軽減補助金交付要綱							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和3年度 予算額	3,000千円	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
		千円	100千円	2,900千円	地域活性化基金			
令和2年度 予算額	3,032千円	千円	3,032千円	0千円				
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	補助者数		30人		令和8年度			
成果指標②								
補助対象者	認可外保育施設に月単位で契約し在園する小学校就学前の園児で、かつ市の教育・保育給付認定を受けた保護者のうち1号認定を除く保護者							
補助対象経費	認可外保育施設に通園する児童（教育・保育給付認定を受けている）のうち第2子と第3子の保育料							
補助対象事業・活動の内容	多子世帯保育料軽減							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助基準額 ①第2子：月額保育料（令和3年度からは月額保育料の2分の1を掛けた額）と18,500円を比較して低い方 ②第3子以降：月額保育料と37,000円を比較して低い方							
上記項目の積算方法	補助基準額と事業に必要な経費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満の端数切捨て）							
補助を受ける 過去3年事業 の決算状況 等の	項目	平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
	収入	自己資金	0		0	0.0%	0	0.0%
		繰入金				0.0%		0.0%
		利用料収入				0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成				0.0%		0.0%
		市補助金			4,481,500	100.0%	2,890,500	100.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
		計	0		4,481,500	100.0%	2,890,500	100.0%
	支出	事業費			4,481,500	100.0%	2,890,500	100.0%
		人件費				0.0%		0.0%
		その他事務費				0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)				0.0%		0.0%
計		0		4,481,500	100.0%	2,890,500	100.0%	
支出計/前年度支出計						64.5%		
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				7		5		
成果指標の推移①				41		22		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】 令和元年度からの事業のため、該当無し。 【事業のPR方法】 認可外保育施設への広報 【費用対効果】 多子世帯の保育料軽減による子育て世帯の負担軽減を図る。 【補助事業以外の事業】 特になし。 【その他】 令和元年度からの事業 令和元年度、令和3年度については、総合戦略の対象事業							

〈補助金の視点別評価〉		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	認可・認可外問わず保育料の軽減を実施することで子育て世帯の経済負担の軽減に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	認可施設で待機が出た場合、認可外施設に通わせないといけない場合がでてくる。その場合多子世帯においては保育料が家計の負担になるので認可施設並みに軽減する必要がある。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	多子世帯保育料の軽減をすることにより保護者の経済的負担を少なくして一定の効果を上げている
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	補助対象施設で実施することで、保護者が市役所にこなくてでも手続きをすることなく保育料の軽減をうけることができ、適当な手段と考える。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	補助対象経費は、当該事業実施に係る部分の支出のみとなっており、公費を充てるものとして妥当である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助対象経費及び補助基準額は、認可保育施設の保育料の軽減の考え方に対応して交付しているため、公費を充てることは妥当である
〈所管課による補助金等の見直し結果〉		〈行政改革推進委員会による見直しに対する意見〉	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪上記方向の理由≫ 待機児童は解消されつつあるものの、共働き世帯等の増加による保育ニーズの増加が見込まれており、認可外保育施設もそのニーズの受け皿として重要な施設の一つである。子育て世帯の負担軽減は公平であるべきことから認可外保育施設利用者に対しても、認可施設利用者と同様の軽減（助成）措置が必要であり、本事業については引き続き継続する必要がある		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 充実 <input type="checkbox"/> 移管・統廃合 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
			≪まとめ≫

認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる薩摩川内市認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付等)

第2条 補助金の交付対象者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を除く保育施設（以下「認可外保育施設」という。）の設置者のうち、当該認可外保育施設に月単位で契約し在園する0歳から5歳の園児で、かつ市の教育・保育給付認定を受けた保護者のうち1号認定を除く保護者が養育する第2子又は第3子以降の者に対して保育料の減免を行うもの（以下単に「設置者」という）とする。

2 補助金の額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2子 月額保育料に2分の1を乗じて得た額とし、18,500円を限度とする

(2) 第3子以降 月額保育料に相当する額とし、37,000円を限度とする

(補助金の交付申請)

第3条 設置者が、補助金の交付を受けようとするときは、認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金交付申請書に次に定める書類を添え、市が別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金に係る減免計画書

(2) 保育料等減免措置に関する調書

(3) 保育料等の額を明らかにする書類（園則等）

(4) 前3号に掲げるほか特に必要と認める書類

2 前項第2号の調書には、保育料等の減免措置を受ける年度の世帯状況が分かる住民票等の書類、若しくはその写しを添付するものとする。ただし、市において、世帯の状況の確認できる世帯にあっては、市の確認によって、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の証明書によって代えることができるものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を決定するものとする。

2 市長は前項の規定による決定をしたときは、認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）により設置者に通知するものとする。

(補助金交付申請額の変更)

第5条 第4条の規定により補助金の交付決定を受けた設置者が、当該認可外保育施設の園児で保育料等の減免を受けていた者が退所その他の理由により減免しないこととなったとき、又は別表に該当する世帯に属する幼児が新たに入所したこと等により補助金の額に変更を生じたときは、市が別に指定する日までに認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金変更交付申請書(以下「変更申請書」という。)に次に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 変更交付申請についての理由書

(2) 変更理由を証する書類

2 市長は、前項の規定により、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めたときは、第4条の規定に準じ設置者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 設置者は、市が別に指定する日までに認可外保育施設多子世帯保育料軽減事業補助金に係る実績報告書を市長に提出するものとする。

(証拠書類)

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等を減免したことを明らかにした証拠書類として、保育料等の減免についてその他必要な帳簿を備えておかなければならない。

(必要な書類の提出)

第8条 市長は、補助金の交付について事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めるものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた設置者が、この要領又は補助金の交付決定の条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を前条の規定により取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

(効果の測定)

第11条 認可外保育施設多子世帯保育料事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、本市における補助者数を用いて測定するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、認可外保育施設多子世帯保育料軽減事

業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。